

静岡県立大学大学院薬学研究院規程

平成 24 年 4 月 1 日制定 規程第 161 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、静岡県立大学大学院学則第 2 条の 2 第 3 項に規定する静岡県立大学大学院薬学研究院（以下「本研究院」という。）に関し、必要な事項を定める。

(講座)

第 2 条 本研究院に、次の講座を置く。

- (1) 薬学部を本務とする教員からなる講座
- (2) 創薬探索センター

(研究長)

第 3 条 本研究院に、研究長を置く。

- 2 研究長は、本研究院に関する事項を総括する。
- 3 研究長の選考及び任期については、静岡県立大学大学院研究科長等の任期及び選考に関する規則の定めるところによる。

(研究院委員会)

第 4 条 本研究院に、静岡県立大学大学院学則第 9 条の定めるところにより、研究院委員会を置く。

- 2 研究院委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、本研究院に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。